令和８年度　南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド

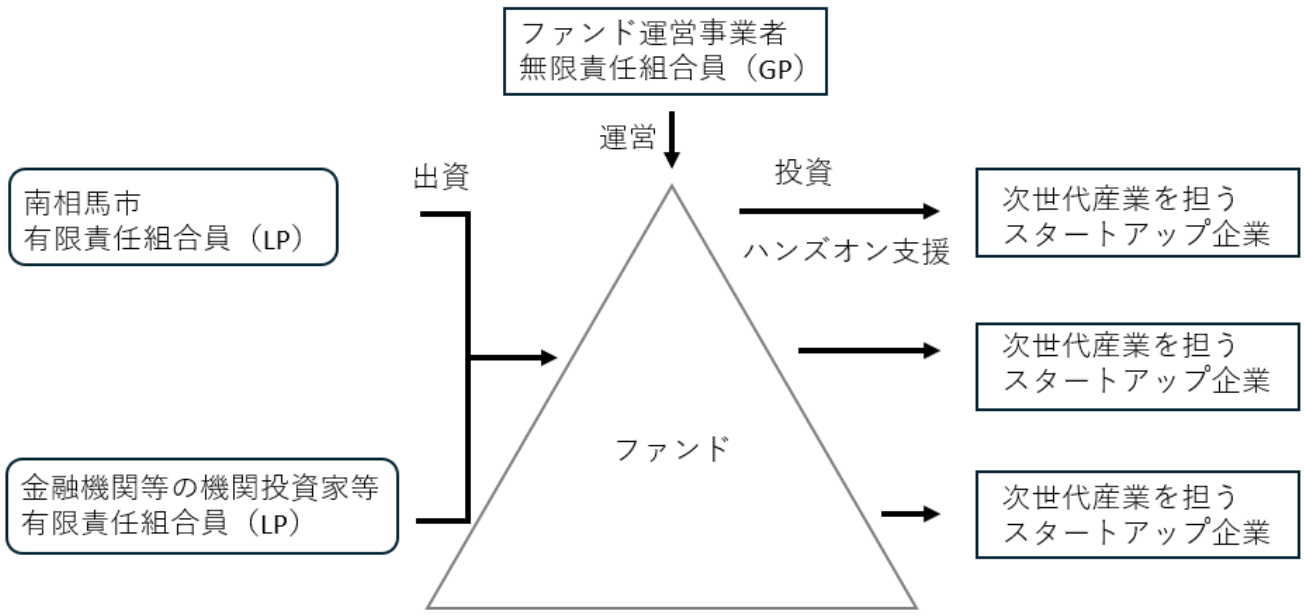
無限責任組合員　募集要項

第１　本事業の目的

南相馬市（以下「市」という。）は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興、そして更なる発展を目指して、国が定めた福島イノベーション・コースト構想に基づき、ロボット・ドローンや航空宇宙などイノベ重点分野を中心とした次世代産業を担うスタートアップ企業の呼込みと育成に注力するなど、「新規産業の創出」の実現に向けて取組みを進めているが、そのためにはビジネスとして黎明期であるスタートアップ企業の資金調達に対する新たな支援策が必要となっている。

そこで市は、新たにファンド運営事業者を募集し、設立されたファンドからの出資を通じて、次世代産業を担うスタートアップ企業を資金調達の面から支援し、従来の市の支援策とも掛け合わせることで、スタートアップ企業の更なる呼び込みと成長支援につなげ、市が長年推進してきた「ロボット・ドローンや航空宇宙をはじめとしたイノベ重点分野を中心とした次世代産業の集積と新たな産業基盤の確立」を目指す。

【ファンドスキームのイメージ】



※ 募集対象は、上記図の市が LP 出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員（GP）である。

※ 詳細は、別紙要件を参照のこと。なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

第２　無限責任組合員等の役割

1　イノベ重点分野を中心とした次世代産業を担うスタートアップ企業への出資による資金調達支援

2　出資先企業へのハンズオン支援

3　出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポートの作成と報告

第３　応募資格

1　応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

(1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、応募者自らが無限責任組合員又は無限責任組合員と応募者が一体となってファンド運営を行う運営事業者となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできる者。

　なお、市は適格機関投資家ではないことから、応募にあたり応募者は、市が有限責任組合員として出資するファンドの組成・運用に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業等（適格機関投資家等特例業務の届出を含む））を備える必要があることに留意すること。

(2) スタートアップ企業を支援するファンドの運営事業者として経験と実績を有するもの。なお、運営事業者の設立から十分な期間が経過していないなど、ファンド運用の実績が示せない場合は、マネージャー等が有する前職での実績を提示することで差し支えない。

(3) 「令和８年度 南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド 無限責任組合員募集における主な要件」（別紙3）を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの。

(4) 令和７・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、南相馬市参加資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成１８年南相馬市告示４号。以下「指名停止に関する要綱」という。）に定める指名停止要件に該当しないものであること。

(5) 名簿に登録していない者においては、入札参加資格者の申請期間中に入札参加資格申請の受付を行ったものであること。

2　以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

(1) 一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令第 167 条の 4※）に規定された各号の要件に該当するもの

(2) 募集開始後に、指名停止に関する要綱に基づく指名停止措置又は指名回避措置を受けているもの

(3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの

(5) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの

(6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

(7) 応募者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法を行うなど、市が出資契約を締結する対象として社会通念上適切でないと判断されるもの

※地方自治法施行令【抜粋】

第167条の4　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第４　審査・選定

1　審査・選定方法

(1) 提出書類に基づく書類審査及び選定委員会での審査

審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいた審査及び選定委員会における提案内容についてのプレゼンテーションと質疑による審査を行う。

(2) 候補者選定と結果通知

審査の結果を踏まえ、無限責任組合員候補者を選定する。採択の可否については、書面にて通知する。

2　注意事項

(1) プレゼンテーション審査の詳細日程は、後段の「第５　募集スケジュール」を確認のこと。

(2) プレゼンテーション審査は、ファンド設立趣意書を基に行うものとする。

(3) 募集期間経過後の追加資料提出は原則として認めない。ただし、市が必要と認め追加で要求する資料についてはこの限りではない。

(4) 応募書類において匿名化又はマスキングされた情報について、市又は選定委員会が審査上必要と認める場合は、プレゼンテーション審査等において、口頭による説明又は閲覧に限った資料の提示等による補足を求めることができるものとする。

(5) 審査結果に関する問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じない。

第５　募集スケジュール

1　募集期間

令和８年１１月４日（水）から１２月２日（水）午後３時まで

2　入札参加資格の申請期間　※名簿未登録事業者のみ

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１７日（火）午後５時まで

3　質問受付期間

令和８年１１月４日（水）から１１月１７日（火）午後５時まで
募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

(1) 質問方法

・質問を文章にて（様式自由）E-mail により送付すること
・E-mail（送付先）：syokorosei@city.minamisoma.lg.jp

・口頭による質問は受け付けない
・メールの件名を「【南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド】（応募事業者名）・質問」とすること
・メール本文中に、回答の送付先（質問者の法人等名称・担当部署・担当者氏名・E-mail アドレス）を記載すること（記載がない場合、回答を送付しない場合がある）

(2) 回答方法

質問者に対して、E-mail にて回答を送付する。なお、市が必要と判断した場合には、質問者全員に E-mail にて質問及び回答を送付する。

(3) 回答日

令和８年１１月２０日（金）までに回答を行う。

4　書類提出受付期間

令和８年１１月４日（水）から１２月２日（水）午後３時まで

(1) 提出方法

受付期間内に下記の E-mail アドレス宛に電子メールで提出書類のデータ一式を送付すること。なお、メールの件名を「【南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド】（応募事業者名）・書類提出」とすること。メールに添付するデータ容量が大きくなる場合はメールを分割して送付すること。最大データ容量は８M程度とする。
また、郵送での書類提出が必要な場合は、受付期間内必着で下記宛先に送付すること。
（注意：持参、FAX での提出は受け付けない。）

(2) 提出先及び問合せ先

南相馬市 商工観光部 商工労政課　ファンド担当
〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
電　話：０２４４－２４－５３３５
E-mail：syokorosei@city.minamisoma.lg.jp

5　プレゼンテーション審査日程

令和８年１２月１８日（金）（予定）
詳細の時間は参加者に対して別途通知を行う。また、市の都合により日程が変更となる場合も同様に参加者に対して別途通知を行う。

6　審査結果通知

令和８年１２月２１日（月）まで（予定）

第６　提出書類

下記所定の書類を提出すること。

1　参加申込書（別紙１参照）・・・1 部

2　ファンド設立趣意書（作成においては、別紙２を参照のこと）・・・１部

3　法人の履歴事項全部証明書（写し・最新の会社情報を反映したもの）・・・１部

4　令和７・８年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写し・・・１部
※「4」について、本公募への応募のために新たに入札参加資格申請を行う場合は、「第９　入札参加資格申請受付に関する事項について」を確認の上、必要な手続きを行うこと。
※「4」について、本公募への書類提出受付期間に間に合わない場合は、事前に「第５　4　(2) 提出先及び問合せ先」まで電話にて連絡すること。

5　その他市が必要と認めた書類

≪応募書類における機密情報の取扱い≫

応募書類の作成に当たり、投資先企業、出資者、投資先候補企業その他の第三者に関する情報について、守秘義務等により具体的な名称等の記載が困難な場合は、応募者の判断により、当該情報を匿名化又はマスキングして記載することができる。

ただし、匿名化等を行う場合においても、審査に必要な情報については、可能な範囲で具体的に記載するものとする。

第７　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

1　参加資格要件を満たしていない場合

2　提出書類に虚偽の記載があった場合

3　本要項等に示した、諸条件に適合しない書類の提出があった場合

4　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

5　選定委員に対して、直接、間接問わず故意に接触した場合

6　前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

第８　注意事項

1　市から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は指定された期日までにその対応を行うこと。

2　審査プロセスにおいて市が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行わない。

3　市は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を選定委員に加えることができる。

4　市は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等をすることができるものとする。また、市は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

第９　入札参加資格申請受付に関する事項について

令和７・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者が本公募に参加するために、入札参加資格審査申請を行う方法については次のとおり。

1　入札参加資格申請に必要な書類及び申請方法

・申請においては、「申請の手引き」を確認の上、申請書類を「5　入札参加資格申請の担当課及び問合せ先」まで、郵送で提出のこと。
・「申請書」及び「申請の手引き」は、市ホームページよりダウンロードのこと。

2　入札参加資格申請受付期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１７日（火）まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く

3　入札参加資格申請受付時間

午前９時から午後５時まで
※正午から午後１時を除く

4　入札参加資格申請に関する留意点

(1)　申請の際には、「官民連携次世代産業育成ファンド事業に関する公募」に関する申請書提出である旨を明記すること。

(2)　本公募に係る入札参加資格申請については、市外事業者も「2　入札参加資格申請受付期間」に限り受け付けます。

(3)　実績については、申請書提出日を基準日として作成してください。

5　入札参加資格申請の担当課及び問合せ先

南相馬市 総務部　財政課　契約係
〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地（本庁舎３階）
電　話：０２４４－２４－５２２５
ＦＡＸ：０２４４－２４－５２１４

第１０　ファンド出資までの全体スケジュール（予定）

令和８年１１月　　公募

令和８年１２月　　審査及び無限責任組合員候補者選定

令和９年２月　　ファンド契約の締結

令和９年３月　　市によるファンドへの出資